

レンタルサービス約款

株式会社ギガプライズ（以下「当社」といいます）は、当社が提供するデータセンターサービスの契約者（以下「甲」といいます）と締結したデータセンターサービス契約書（以下「基本契約」といいます）に基づいてレンタルサービス（以下「本サービス」といいます）を提供するにあたり、その提供内容及び条件について、以下のとおりレンタルサービス約款（以下「本約款」といいます）を定めます。

第1条（定義）

本約款において使用される用語は、本約款に定義されるものを除き基本契約に定義されるものとしします。

第2条（本サービスの範囲）

1. 本サービスの範囲は、基本契約に定めるとおりとします。
2. 本サービスの基本サポートは、レンタル機器等の障害・故障時における代替機の交換作業となります。
3. レンタル機器等の故障及び障害に対する受付時間は基本契約に定めるものとしします。

第3条（本約款の適用及び変更）

1. 甲は、本サービスを利用するにあたり、本約款の定めが適用されることに同意した上で基本契約を締結するものとしします。
2. 当社は、甲の一般の利益に適合する場合、又は本約款の目的に反せず、かつ変更の必要性、変更後の内容の相当性その他の変更に係る事情に照らして合理的と判断した場合には、一定の予告期間をもって本約款を変更できるものとしします。この場合、当該予告期間内に甲から基本契約又は本サービスの解約の通知がされなかったときは、本約款の変更につき甲による承諾があったものとみなします。
3. 本約款を変更する場合、当社は、効力発生日を記載した変更後の本約款を当社ホームページに掲載することにより、甲に周知するものとしします。

第4条（レンタル機器等の引渡し）

1. 当社は、甲が本サービスを利用する上で必要となる機器等（以下「レンタル機器等」といいます）を甲に貸し出すものとしします。
2. レンタル機器等の内容は基本契約に定めるものとし、基本契約で定めたデータセンターにて当該レンタル機器等を引渡し、当社が定めた受領書に甲が署名又は記名押印したことにより、引渡しが完了したものとします。

第5条（レンタル機器等の利用）

1. 甲は、本サービスにて当社から貸し出されたレンタル機器等を善良な管理者の注意をも

レンタルサービス約款

って保管、利用及び維持するものとします。

2. 甲がレンタル機器等の引渡し日から7日以内に当該レンタル機器等の性能の欠陥を当社に通知しなかった場合、当社は当該レンタル機器等が正常な状態にて甲に引渡されたものとみなします。
3. レンタル機器等の引渡し後に甲がレンタル機器等の設定又はOSを含むソフトウェアに変更又は加工をしたことにより当該レンタル機器等の設定又はOSを含むソフトウェアの状態に欠陥が生じた場合、当該欠陥が生じる前の状態に戻すためにかかる対応等は、全て甲の責任をもって行うものとします。
4. 甲の責に帰すべき事由により生じたレンタル機器等の性能の欠陥により、当社が当該レンタル機器等の修理又は取り替え等を行った場合、甲はこれにかかる全ての費用を負担するものとします。
5. 甲は、レンタル機器等への攻撃、又はレンタル機器等を用いた不正中継・他サーバ・他ネットワークへの攻撃、又はその他の違法行為（以下、「違法行為」といいます）を行わないこと、及びレンタル機器等への攻撃からの防御を行うものとします。違法行為があった場合、当社は、当該事象が甲の故意によるものか否かを問わず、緊急避難対策としての対策又はレンタル機器等の停止措置を講ずることがあります。なお、当該措置に伴うレンタル機器等の停止等に起因する甲の損害について、甲は当社に対しなんらの請求も行わないものとします。更には間接利用者、第三者等との何かしらの紛争が発生したとしても、当社は一切の責任を負わないものとし、甲の責任をもって紛争の解決をはかるものとします。
6. レンタル機器等及びOSを含むソフトウェアの管理は、甲の責任にて行うものとします。セキュリティホールへの攻撃等に起因するデータの損傷及び情報漏洩等についても、甲は当社に対しなんらの請求を行わないものとします。更には間接利用者、第三者等との何かしらの紛争が発生したとしても、当社は一切の責任を負わないものとし、甲の責任をもって紛争の解決をはかるものとします。
7. レンタル機器等の保管、利用及び維持に要する消耗品代その他の費用は、甲が負担するものとします。
8. 甲は、当社の事前の書面による承諾なくレンタル機器等の提供場所の変更及び改造ならびにレンタル機器等の分解及び修理等を行わないものとします。
9. レンタル機器等によって第三者に与えた損害については、甲が負担することとします。
10. 当社は、レンタル機器等の全部又は一部にOSを含むプログラムが含まれる場合、又はそのプログラム（これらを総称して、以下「プログラム」といいます）に関して、当社の事前の書面による承諾なくして次の行為を行わないものとします。
 - (1) 有償又は無償を問わず、プログラムの全部又は一部を第三者に譲渡し、もしくはその再利用権を設定し、又は第三者に複製、使用させること。
 - (2) プログラムの全部又は一部を複製すること。

レンタルサービス約款

(3) プログラムを変更し又は改作すること。

(4) リバースエンジニアリング、逆コンパイル又は逆アセンブル、解読及びソースコードの発見の試みを行わないこと。

- 1 1. 甲は、甲のプログラムの保管又は利用に起因して当社に損害が発生した場合には、当社に対して当該損害の賠償責任を負うこととします。
- 1 2. 当社は、レンタル機器等が正常な性能を備えていることのみ（メーカー出荷状態）の責任を負い、甲の利用目的に適合していることの責任や保証は一切負わないものとします。
- 1 3. 甲の責に帰すことのできない事由により生じた性能の欠陥によりレンタル機器等が正常に作動しない場合には、当社は当該レンタル機器等の修理又は取り替えを行います。この場合の修理又は取り替えとは、前項の状態にすることを指します。
- 1 4. 甲は、付属するソフトウェアの不具合を修正するためのプログラム、又は不具合を修正したその付属ソフトウェアを提供又は公開された際に、かかる提供があった場合、すみやかに、自己の責任と費用負担の下で、かかるプログラム又は付属ソフトウェアをレンタル機器等に適用するものとします。
- 1 5. レンタル機器等の利用の可否にかかわらず、本サービス利用期間中、甲は利用料金の支払義務を免れないこととします。

第6条（レンタル機器等の譲渡の禁止）

1. 甲は、レンタル機器等を第三者に転貸することはできません。
2. 甲は、レンタル機器等を第三者に譲渡又は質権、抵当権、再レンタルもしくはリースの設定等その他各種の制限物権を設定する等の当社の権利を侵害するような行為をしないものとします。

第7条（レンタル機器等の点検）

当社又は当社の指定した者は、レンタル機器等の提供場所に立ち入り、いつでもレンタル機器等の現状、稼働及び保管状況を確認することができるものとし、当社が甲自ら点検・調査することを甲に求めた場合、又はこれらに関する報告を求めた場合、甲はこれに誠意を以て応じるものとします。

第8条（レンタル機器等の滅失、毀損）

1. レンタル機器等の返却までに生じたレンタル機器等の滅失、毀損、汚損等又はレンタル機器等の返却不能については、天災地変その他原因を問わず甲の責任とします。ただし、通常の損耗は、この限りではないものとします。
2. レンタル機器等が滅失（修理不能含む）した場合、又はレンタル機器等が返却不能となった場合、甲は当社に対して代替機器の購入代金相当額の支払いをするものとします。

レンタルサービス約款

3. レンタル機器等が毀損した場合、甲は自己の費用でレンタル機器等を完全な状態に復元又は修理するものとします。

第9条（レンタル機器等の返却）

1. レンタル機器等の返却の際には、甲は本サービス解約の届出書を提出の上、本サービス終了日までに返却するものとします。
2. 本サービスの契約が期間満了又は解約、解除により終了したときは、甲は本サービスの利用期間中に付加したデータを消去し、レンタル機器等に甲又は当社の費用でレンタル機器等に追加したオプション品、ケーブル、その他の備品等も取り外して、当社が指定する場所に返却するものとします。
3. 前項の場合において、甲の責に帰すべき事由によりレンタル機器等を返却せず（滅失を含む）、又は毀損したレンタル機器等を返却したときは、甲は当社に代替機器の購入代金相当額を支払うか、又は甲の費用でレンタル機器等を完全な状態に復元し、又は修理を行うものとします。

第10条（代替機）

1. 当社は、甲の故意又は過失によらない事由によりレンタル機器等に障害又は故障が発生した場合のみ、代替機を提供するものとします。
2. レンタル機器等に障害又は故障が発生した場合、当社は基本契約に定めるデータセンターにて障害又は故障が発生したレンタル機器等（以下「故障機」といいます）の受け取りを行います。その際、甲は障害内容を含めた必要事項を記載の上、当社に申し出ることとします。
3. 前項に基づき障害内容を調査した結果、本サービスで提供されるレンタル機器等に障害又は故障が認められた際には、当社の在庫より代替機を提供します。なお、在庫に欠品がある際には代替機を新たに入手する必要があるため、提供までに時間を要することがあることを甲は承諾するものとします。
4. 代替機については、原則故障機と同等スペックの機器と交換をします。ただし、同等スペックの機器が無い場合には同等スペック以上の機器と交換をすることがあります。
5. 当社は、原則として甲が本サービスを申し込む際に別途当社が作成する「機器情報一覧」に定めたスペックと同等の機器を代替機として提供します。
6. 甲が代替機ではなくパーツ交換を要望する場合には、当社は別途甲と相談し調整の上でこれを提供します。

第11条（免責事項）

1. 基本契約の締結後に、甲の希望するレンタル機器等の提供が不可能と当社が判断した場合、当社は甲の希望するレンタル機器等の申し込みを拒否することができるものとしま

レンタルサービス約款

す。

2. 当社が本サービスで提供するレンタル機器等の保守もしくは手配又は代替機維持が困難と当社が判断した場合、当社はレンタル機器等の一部、又は全部の提供に関する契約の解除を行うことができることとします。
3. 当社は、当社が本サービスの提供又は保守を受けている事業者の事業の停止等当社の責に帰すことのできない事由により、本サービスの一部又は全部を停止、又は基本契約第21条（解除）に基づき本サービスを廃止することがあります。この場合、甲に損害が発生したとしても当社は甲に対して一切の責任を負わないものとします。
4. 本サービスの最低利用期間が経過した後、レンタル機器等の手配又は保守が不可能と当社が判断した場合には、当社はレンタル機器等の一部、又は全部の提供に関する契約を解除することができることとします。この場合、甲に損害が発生したとしても当社は甲に対して一切の責任を負わないものとします。
5. 本サービスが終了（終了原因は問わない）したにもかかわらずレンタル機器等が当社に返却されない場合、当社は甲に対してレンタル機器等を返却するよう催告するものとし、当該催告後相当期間が経過してもレンタル機器等が返却されない場合にはレンタル機器等に保存されたデータを当社が削除することができるものとします。なお、当該データが削除されたことによって甲に損害が発生したとしても当社は甲に対して一切の責任を負わないものとします。

第12条（禁止事項）

甲が本サービスを利用するにあたって、当社は基本契約第24条及び以下の各号に定める行為（以下、あわせて「禁止事項」といいます）を禁止します。また、甲又は間接利用者が禁止事項を行い、又は行う恐れがあると当社が判断した場合、当社は適切な措置を講じます。

- （1）当社所有権を明記するシールをレンタル機器等から剥がすこと、除去すること又は汚損すること。
- （2）当社への事前の承諾なくレンタル機器等のデータセンター間を移設すること。
- （3）その他当社が不適切と判断する行為。

第13条（OS・DBインストール）

1. 当社は、当社が定めた本サービスの仕様書及びカタログ等に定めたOS及びDBを1 CPUあたりに対してインストールするものとします。
2. 本サービスのレンタル機器等の障害、故障又はソフトウェアの不具合等により、レンタル機器等の代替が必要な際には、OS及びDBをインストールした状態で提供することとします。

レンタルサービス約款

付則

1. 2024年5月1日より施行するものとします。

以上